美容室と理髪店の再開手順：付録 H

ロサンゼルス郡公衆衛生局は、特定の企業が安全に営業を再開できるよう、科学と公衆衛生の専門知識に基づく段階的アプローチを試みています。以下の要件は、営業再開を許可された美容室と理髪店に特化したものです。この種のビジネスは州知事が課す条件に加え、美容室と理髪店の営業再開のためのチェックリストに記載されている条件にも準拠する必要があります。

従業員と顧客の双方がフェイスカバーを着用した状態では提供できないサービス、または顧客の顔に触れる必要のあるサービス(例えば、まつげエステ、眉毛のワックスやスレディング（糸脱毛）、およびフェイシャルサービスなど)の営業再開は許可されていません。

注：本文書は、追加情報やリソースが入手され次第 更新されることがあるため、定期的にロサンゼルス郡のウェブサイト http://www.ph.lacounty.gov/media/Coronavirus/ にアクセスして、本文書の内容の更新および関連ガイダンスについてご確認ください。

本チェックリストの内容

(1) 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践
(2) 物理的距離を確保するための対策
(3) 感染防止対策
(4) 従業員および市民とのコミュニケーション
(5) 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

施設が再開手順に取り組む際、これら5つの重要点を考慮する必要があります。

本ガイダンスの対象となるすべての企業は、以下に記載されているすべての適用可能な対策を実施し、対策が実施されていない場合は、それが適用されいない理由を説明する必要があります。

企業名: _____

施設住所: _____

消防法に基づく最大収容人数: _____

一般公開されている総敷地面積: _____

A. 職場における従業員の健康を保護するための方針と実践（施設に該当するものをすべて選択）

- ❑ 在宅勤務で職務を果たせる従業員には、在宅勤務が指示されている。
- ❑ 脆弱なスタッフ（65歳以上、慢性疾患のある人）には、可能な限り在宅勤務で行うことができる作業が割り当てられている。 職場復帰を検討する際は、懸念事項について医療従事者や産業保健サービスに相談し、適切に判断する。
- ❑ すべての従業員は、病気の場合、またはCOVID-19感染者に曝露した場合、出勤しないように指示される。従業員は、該当する場合、自己隔離と検疫に関する公衆衛生局のガイダンスに従わなければならないことを理解する。病気で自宅待機することによって従業員が罰せられることがないように、職場休暇ポリシーを見直し、修正する。
- ❑ 従業員を在宅勤務にする機会を増やすため、可能な限り作業工程が再編成されている。
- ❑ 1名以上の従業員がCOVID-19検査で陽性反応を示す、または症状を発症している報告を受けた場合、雇用主は、直ちに患者に自宅隔離を促し、その従業員に職場で曝露したすべての従業員に自己検疫を促す計画または手順を準備する。雇用主の計画では、COVID-19管理対策の追加が必要となるような職場での曝露があったかどうかを判断するために、すべての検疫中の従業員に対して検査を実施する、または検査を手配する。
- ❑ 物理的距離を最大限実践するめに、代替、時間差、またはシフト制勤務のスケジュールを設定する。
- ❑ 作業者には、従業員が受ける権利のある雇用主または政府支援の休暇給付に関する情報を提供する。これにより、家庭優先コロナウイルス対策法に基づく従業員の病気休暇の権利を含め、自宅待機が財政的に容易になる。
- ❑ 従業員は、胸部の持続的な痛みや圧迫、錯乱、唇や顔の血色の悪化など、症状が深刻化した場合は、医師の診察を受けるように指示されている。
- ❑ 従業員が職場に入る前に症状の確認をする。症状の確認ははロ頭で、咳、息切れまたは発熱およびその他の自覚症状に関する報告が含まれる。これらの確認は、従業員の出勤時に直接、又は遠隔操作で行う。可能であれば職場で検温も行う。
- ❑ 勤務中に公衆や他の従業員と接触する全従業員に無料で布製のフェイスカバーを提供する。就業中、他者と接触するまたはその可能性がある従業員は常時フェイスカバーを着用する。個人オフィスや仕切られた作業スペースに一人で勤務する従業員は、布製のフェイスカバーを着用する必要はない。
- ❑ 従業員は、フェイスカバーの着用または調整の前後には手洗い、または手指の消毒を行う。
- ❑ 従業員は、口、目、鼻に触れることを避ける。
- ❑ 従業員には、フェイスカバーを毎日洗濯するよう指示されている。
- ❑ 従業員は、サービスに必要な眼の防護具や手袋の着用など、必要とされるすべての防護具を使用している。
    - ○ 作業者は、サービスを提供する間、フェイスカバーの着用に加え、眼鏡、ゴーグル、または顔面シールドの使用を検討する。
- ❑ 独立請負業者と派遣社員は、本手順について適切なトレーニングを受けており、必要な布製のフェイスカバーと個人用防護具を所持している。 事業主は、独立請負業者や派遣社員を職場復帰させる前に、本手順について、派遣会社と話し合いを行う。
- ❑ すべてのワークステーションの間隔を少なくとも6フィートあけている。
- ❑ 休憩室、トイレ、その他の共用エリアは以下のスケジュールに従って頻繁に消毒されている。
    - ○ 休憩室 _____
    - ○ トイレ _____
    - ○ その他 _____

- ❑ 従業員が休憩室で常に6フィート以上の距離を維持できるように、休憩時間をずらしている。
- ❑ 従業員が飲食物を共有することは禁じられており、休憩室の設備（共有のコーヒーマシーンを含む）は共有しないことが推奨される。
- ❑ 従業員は石鹸と水で手を洗うために頻繁に休憩をとることが許可されている。従業員は石鹸で20秒間手を洗う（洗面所や手洗いステーションに行けない場合は、アルコール濃度60%以上の手指消毒剤を使用する）。
- ❑ マスクを常時正しく着用するため、従業員は職場で指定された休憩室または屋外飲食エリア以外での飲食を禁じられている。
- ❑ 従業員は消毒剤および関連用品を以下の場所で利用できる。

  _____
- ❑ 洗剤や消毒剤を使用する作業者は、製品説明で要求されるように、手袋やその他の保護具を着用する。
- ❑ 従業員はCOVID-19に対して効果的な手指消毒液を以下の場所で利用できる。

  _____
- ❑ 各従業員には、各自の用具、機器、および特定のワークスペースを割り当てている。
  手持ちのアイテムの共有は最小化または排除している。
- ❑ 本手順のコピーはすべての従業員に配布されている。
- ❑ 可能な限り、本手順およびその他のCOVID-19関連資料を公衆衛生局のコロナウイルス関連ウェブサイトからダウンロードし、すべての従業員にそれぞれの言語で提供する。
- ❑ 作業者は同僚の教育者として積極的に参加、サポートされ、身体的な距離と感染管理に関する指示を強化する。
- ❑ このチェックリストに記載されているすべての方針は、雇用条件に関するものを除き、第三者として敷地内にいる可能性がある配達スタッフ およびその他の会社に適用される。
- ❑ オプション – その他の対策の説明

  _____

B. 物理的距離を確保するための対策

- ❑ ヘアカット/スタイリングサービスを提供する場合を除き、従業員と顧客の間で少なくとも6フィートの物理的距離を確保するための措置を講じる。 これらの措置には、物理的な仕切り、もしくは視覚的な目安（例えば、床への印付け、色付きのテープ、または労働者/顧客がどこに立つべきかを示す標識）の使用が含まれる。
- ❑ 従業員と顧客との接触を最小限に抑えるために、物理的な距離を維持できない受付やその他の場所では仕切り（プレキシガラスなど）を使用する。
- ❑ 受付の混雑を減らし、各顧客へのサービスの間に適切な清掃と衛生管理を行うための十分な時間を確保するために、予約は時間をずらして受け付ける。 予約のない顧客は受け付けない。
- ❑ 来店前の顧客に連絡して、予約を確認し、以下のをアドバイスを行う。
  - ○ 来店に際し、フェイスカバー（可能であれば耳へのフック付き）を持参・着用する。
  - ○ 美容室や理髪店へは洗髪して訪れる。
  - ○ 予約には 子供や他者を同伴しない。
- ❑ 作業者は一度に複数の顧客を担当しない。（例えば、顧客の髪が乾いている間、別の顧客は散髪を行う） 1名の顧客へのサービスを終了してから、次の新しい顧客を担当する。
- ❑ 可能であれば、顧客の到着を従業員に通知するバーチャルチェックインテクノロジーを使用する。顧客は、美容室や理髪店内で待つ代わりに、屋外や車内で待つように求められる。 屋外で待つ場合

は、互いに6フィートの距離を確保する。

- ❑ 職場の全エリアで互いに少なくとも6フィートの距離を保つよう従業員に指示している。
- ❑ 該当する場合、生産エリアの通路は、物理的距離をたもつため一方通行に指定する。
- ❑ 従業員のワークステーションの間隔は少なくとも6フィート離れており、6フィートの物理的距離を確保するために従業員の集まりを制限するように共通エリアが設定する。
- ❑ 作業者は、物理的距離措置に反する握手、抱擁、または類似の挨拶を避けるように指示されている。
- ❑ 作業者は、トイレ、廊下、またはクレジットカード端末などの人混みの多いエリアに集まらない。
- ❑ 従業員のトイレ、休憩室、およびその他の共有エリアの使用は、物理的距離を実践するために制限する。 少なくとも6フィートの物理的距離を確保できるように、これらの場所を最構成する。（休憩室からの椅子の除去など）
- ❑ ワークフローを見直して、持ち帰りおよび配送中における物理的距離の確保を可能にするよう変更を加える。 棚、容器、掲示板、その他の配送補助資材を設置して、購入品の人から人への引き渡しの必要性を回避する。
- ❑ スタッフ会議は、物理的距離の確保に対応できる部屋で執り行うか、電話またはウェビナーを通じて行う。

C. 感染防止対策

- ❑ 従業員と顧客の双方がフェイスカバーを着用した状態では提供できないサービス、または顧客の顔に触れる必要のあるサービス(例えば、まつげエステ、眉毛のワックスやスレディング、およびフェイシャルサービスなど)の営業再開は許可されない。
- ❑ 来店時に、口頭で顧客のCOVID-19の症状をスクリーニングする。 顧客が何らかの症状を発症している、病気である、または病気だった人に曝露していた場合は、予約を少なくとも14日後に再スケジュールする。
    - ○ スクリーニングの際には、 スクリーニング担当者と顧客双方がフェイスカバーを着用する。
- ❑ 頻繁に手で触れる物の取り扱いをするにあたり、頻繁な手洗いまたはアルコール濃度60%以上の手指消毒剤の使用を補うために使い捨て手袋を提供する。
- ❑ 雑誌、本、コーヒー、水、セルフサービスステーション、およびその他の顧客向けアイテムを含む設備は、受付エリアから取り除く。
- ❑ 受付エリアとワークステーションに、手指消毒剤、消毒ワイプ、ティッシュ、ゴミ箱を設置し、顧客が利用できるようにする。
- ❑ シフト中にフェイスカバーが汚れた場合、これらを交換できるよう、従業員には清潔なフェイスカバーを提供する。 可能であれば、顧客のフェイスカバーが汚れた場合にも、清潔なフェイスカバーを提供する。
- ❑ 従業員と顧客は、ヘアカットやその他の濃厚接触するサービスの際には常に布製のフェイスカバーを着用する。 2歳未満の幼児には布製のフェイスカバーを着用させない。呼吸に問題がある方やマスクまたは布製のフェイスカバーを補助なしに自分で取り外すことができない方には、マスクを着用しない。
- ❑ 使い捨て手袋は、それらを必要とするサービス（化学薬品を用いたヘアサービスなど）のために着用する。 手袋の着用は定期的な手洗いと組み合わせて行う。
- ❑ 必要に応じて、勤務シフトごとに追加の消毒および消毒手順を監督および実施する担当者を1名指名する。
- ❑ 以下に対処するために、清掃および消毒計画を作成する。
    - ○ 階段、階段の吹き抜け、手すりなど、人通りの多いエリア（受付エリア、出入り口付近など）

- 共用エリアおよび頻繁に触る物（テーブル、ドアノブ・ドアハンドル、電気のスイッチ、電話など）は、EPA承認の消毒剤を使用して営業時間中は毎時消毒している。
- 顧客の使用前後のすべての手すり、ホース、スプレーノズル、およびその他の機器
- 顧客と次の顧客にサービスを提供する間の椅子、ヘッドレスト、シャンプーボウル、その他の使用するアイテム
- 各使用後のすべての支払いポータル、クレジットカードリーダー、ペン、およびスタイラス

❑ カミソリおよびその他の非電気器具は、目に見える汚れをすべて取り除き、石鹸と水で洗浄、乾燥することにより洗浄・消毒される。 次に、COVID-19向けに承認された殺菌、殺真菌、殺ウイルス効果を示すEPA登録の消毒剤でスプレーまたはワイプ、または浸漬する。 器具は、消毒剤の製造元が必要としている時間消毒剤にさらす。 櫛やブラシなどの浸漬したものは、浸漬時間が終了したら取り出してすすぎ、ペーパータオルまたは清潔な洗いたてのタオルで乾かす。

❑ バリカンなどの電気器具は、目に見えるすべての汚れを取り除いてから、殺菌、殺真菌、殺ウイルス効果のあるCOVID-19向けに承認されているEPA登録の消毒剤スプレーまたはワイプで消毒する。

❑ ワークステーションは各顧客間で清掃および消毒する。
- ローリングカート、引き出し、ハンドミラー、ヘアケア、その他の製品およびコンテナを含む。
- 顧客ごとに新しいスモックまたはケープを提供する。

❑ 必要に応じて、顧客ごとに簡単に廃棄または清掃できるペーパーカバー、シート、または清潔なタオルを使用する。

❑ 使い捨てワックスカラー、コットン、ネックストリップ、アプリケーターなど、使い捨てのアイテムはすべて一回のみの使用とし、使用後は直ちに廃棄する。 化粧品を含む商品サンプルは、決して使用しない。

❑ タオル、スモック、再利用可能なケープを含むすべての汚れたリネンを再利用する場合は、これらを密閉容器に入れ、商業用の洗濯サービスの利用、または160° Fの水への25分以上の浸漬を含む洗濯プロセスに従った適切な洗濯を行う。すべての清潔なリネンを清潔な閉鎖空間に保管する。 汚れたリネンや洗濯物を扱う作業者は手袋を着用する。

❑ 自動ドアでない場合は、可能な限りドアを開放したままにする。

❑ 商品展示エリアを含む施設全体を、少なくとも毎日清掃・消毒する。

❑ すべての「サンプル」製品は取り除き、廃棄する。

❑ 従業員はシフト中に清掃実践の時間を割り当てられている。清掃業務の割り当ては、従業員の職務の一環として、勤務時間内に割り当てられる。

❑ トイレと手洗い施設には、石鹸、ペーパータオル、トイレットペーパーを用意し、以下のスケジュールでEPA承認の消毒剤を使用して定期的に消毒する。

_____

❑ トイレには、ろうそくや美容用品などの不必要な製品を置かない。

❑ 汚染のリスクを軽減するために、可能な限りハンズフリー機器（トイレを含む）を設置する。

❑ 空調システムは正常に機能し、可能な限り換気量を増やしている。ポータブル高効率空気清浄機の設置、建物の空気フィルターを可能な限り最高効率のものへアップグレード、外気量を増やし美容室や理容店内の換気を増やすためにその他の変更を加えることを検討する。

❑ キャッシュレスの支払方法が強く推奨される。 可能であれば、顧客にクレジットカード/デビットカードをスワイプしてもらう。カードリーダーは各顧客が使用するごとに消毒する。

電子またはカードでの支払いが不可能な場合、顧客はお釣りが発生しないよう現金支払いまたは小切手で支払いを行う。

❑ オプション – その他の感染対策の説明

D. 一般市民とのコミュニケーション対策

- ❑ 本手順のコピーを、施設のすべての公共の入口に掲示している。
- ❑ 顧客に対して、来店時に症状のスクリーニングを行い、手指消毒剤の使用とフェイスカバーの着用を求める内容を通知する標識をすべての入口に掲示する。
- ❑ 社会的距離6フィートの確保、入店時の手洗いや手指消毒剤の使用、病気やCOVID-19と一致する症状がある場合の自宅待機、および提供できるサービスの変更を顧客に通知する標識を掲示する。 標識はピクトグラム(絵文字)が含み、入り口などはっきりと見える場所に掲示するとともに、デジタルで（例えば、電子メールを介して配信）利用できるようにする。
- ❑ 標識を展示エリアに掲示して、毎日施設の清掃および消毒がなされていることを顧客に通知する。
- ❑ 施設のオンライン発信（ウェブサイト、ソーシャルメディアなど）は、営業時間、フェイスカバー　着用の必要性、予約、店舗外または車内での予約待ち、事前注文、前払い、持ち帰りまたは配達に関する方針、その他に関する明確な情報を提供している。

E. 重要なサービスへの平等なアクセスを確保するための対策

- ❑ 顧客・クライアントにとって重要なサービスを優先している。
- ❑ 遠隔で提供できる取引またはサービスはオンラインでのサービスに移行している。
- ❑ 移動が制限されている、または公共スペースにいることで病気にかかるリスクが高い顧客のための商品およびサービスへのアクセスを保証するための対策を講じている。

企業は 上記に含まれていない追加対策について別紙に記載し本文書に添付してください。

本手順に関するご質問やご意見は、以下の者までご連絡ください。

企業担当者名: _____

電話番号: _____

最終更新日: _____